た件二件

福

告

示

○大規模小売店舗立地法第六条第

規

則

309

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則、

福島県農業共済組合検査規則の一部を改

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

規 則

○福島県職員公舎規則の一部を改正 ○指定金融機関等の名称、位置並び ○福島県農業共済組合検査規則の 部を改正する規則 する規則 景 景

を定める規則の一部を改正する規 に収納及び支払の事務の取扱範囲

項の規定により変更の届出があっ

○計量器の定期検査を実施する件

○土地改良法により換地計画を定め

○道路の区域を変更する件三件 た件

出願があった件

○公有水面埋立ての承認の変更につ

○公有水面埋立免許の変更について

いて出願があった件

公

○一般競争入札を行う件 ○特定非営利活動法人の設立の認証

の申請があった件二件

○狩猟免許試験を実施する件 ○狩猟について必要な適性に係る試

験及び講習を実施する件

○障害者自立支援法による指定障害

○障害者自立支援法による指定自立 支援医療機関を指定した件

○障害者自立支援法による指定自立 支援医療機関が指定を辞退した件 三八

○県営土地改良事業の工事が完了し

届出があった件 三八

○土地改良事業の工事の完了につい

福島県教育委員会教育長

○一般競争争入札を行う件

三四

=

<u>≕</u> ∄.

福祉サービス事業者を指定した件 三七

三七

○土地改良区の役員が就退任した旨

三八

て届出があった件 三八

める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定

平成二十一年五月十五日

福島県知 事 佐 藤 雄 平

福島県規則第五十四号

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則

福島県職員公舎規則 (昭和四十一年福島県規則第十六号)の一部を次のように改正す

第十七条本文を次のように改める。

る。

に当たるときは、その日以後でその日に最も近い土曜日等でない日)までに納入通知 (昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する休日(以下「土曜日等」という。) 入居料は、毎月二十五日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律

書により、その月分を納入しなければならない。 第十七条ただし書中「納めなければ」を「納入しなければ」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

깯 (入居料の納入の方法の特例)

第十七条の二 前条の規定にかかわらず、 の方法により納入することができる。 入居料は、 入居者名義の口座からの口座振替

この規則は、 公布の日から施行する。

(施設管理課)

福島県規則第五十五号

福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

に改正する 福島県農業共済組合検査規則(昭和五十九年福島県規則第五十号) 0) 一部を次のよう

第三条中「様式第一号」を「別記様式」に改める

第五条を削る。

第六条第一項中「通告して」を「通告をしないで」に改め、 第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。 同条中第三項を第四項と

検査は、検査員二人以上が一組となつて行うものとする。

2

第六条を第五条とし、第七条の前に次の一条を加える。

|検査通知書の交付|

三九

第六条 検査員は、検査に着手するに際し、農業共済組合の理事その他の責任者(以下 とともに、その旨を告げなければならない。 「農業共済組合の責任者」という。)に対し、 検査を行う旨の検査通知書を交付する

様式第二号を削り、様式第一号を別記様式とする。

この規則は、 公布の日から施行する

宮市本町」に改める。

県

福島県規則第五十六号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

る規則の一部を改正する規則

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する 別表第一株式会社東邦銀行宇都宮支店の項中「栃木県宇都宮市泉町」を「栃木県宇都 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則 昭

この規則は、平成二十一年五月十八日から施行する

(出納総務課)

朩

福島県告示第三百二十五号

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年五 月十五日から同年九月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福 課に備え置いて縦覧に供する。 島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

平成二十一年五月十五日

大規模小売店舗の名称及び所在地

福

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

郡山市中町十三番一号

株式会社 うすい百貨店

郡山市中町十三番一号

三

届出年月日

平成二十一年四月二十八日

届出をした者

福島県知事

変更した事項 中町再開発ビル 郡山市中町七番地ほか

(変更前) 株式会社 うすい百貨店

(変更後) 代表取締役 遠藤 潤

代表取締役 平城 大二郎

変更した年月日

四 平成二十一年四月三日

Ŧi.

佐 藤 雄 平

平成十九年十一月一日

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

平成二十一年四月三十日

届出をした者

(商業まちづくり課)

検査を次のとおり実施する。 計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項の規定により、 特定計量器の定期

齊藤 久之丞ほか十五名 (別紙書面のとおり)

(農業経済課金融共済室)

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十六号

民情報室に備え置いて縦覧に供する。 月十五日から同年九月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年五 島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

大規模小売店舗の名称及び所在地

いちい ヘルシー&ホーム 福島市八木田字中島百三十番地の

変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

1

(変更前) (変更後)福島市さくら一丁目二番地の「 福島市上名倉字道添二番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社清水薬局

宮城県仙台市太白区長町三丁目

一番四号

代表取締役 清水 正義

(変更後) 株式会社星光堂薬局

新潟県新潟市西区小針一丁目十七番地二十三

代表取締役 近藤 泰彦

変更した年月日

大規模小売店舗を設置する者の住所

平成二十一年三月三十一日

2

几 届出年月日

Б.

株式会社いちい

福島県告示第三百二十七号

平成二十一年五月十五日

計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査福島県知事 佐 藤 雄 平

平成二十一年五月十五日	所福島県計量検定	曜日及び祝祭日を除四日まで(土曜日、日六月二六日から七月二	もの の検査を受けなかった おの特定計量器で、右	町村右に掲げる市	·
果女が畐島まま中建役事务がて道路の区域を次のように変道路法(昭和二十七年法律福島県告示第三百二十九号	西郷村役場	六月二五日 午前九時三○分から 午前九時三○分から		村同郡西郷	
南相馬市役所三年が月八日までの場所である。	中島村役場	午後三時三○分まで午後三時三○分まで		村 同郡中島	
一 経覧の期間 一 経覧の期間 一 経覧の期間 一 経覧に供する書類	改善センター	六月二四日 午前九時三○分から 午前二四日		村同郡泉崎	
ア成二十一年五月十五日 とおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年 とおり縦覧に供する。	館 矢吹町中央公民	午後三時三〇分まで 午後一時三〇分から		町白河郡矢吹	
	善センター 大信農村環境改	午後二時三○分まで午後一時三○分まで			
及び司郡矢次町会が司郡天次町の地域)、西戸河郡西郷村、同郡中島村、同郡中島村、同郡の地域)、西	白河市表郷庁舎	午前一一時まで 午前九時三○分から 六月一八日	おもり (おう) 、分銅及びおもり		
邓、大域	白河市東庁舎	午後三時三○分まで午後一時三○分から	を第一号 て は第二号:第三百二十九号)第五第二百二十九号)第五年政令	地域)	·
定する検査場所で実施する一 特定計量器検定検査規則	検 查 場 所	検査の期日及び時間	なる特	検査区域	

検査区域	定する検査場所で実施する検査定する検査場所で実施する検査	
	実 検 施 査	
対象となる特定計量器	する検査現別(平成五年通商産業省令第七十号)	午後三時まで午後三時まで
検		でら
査	第三	
0)	十九九	
期	第三十九条第	
日	百百	

項に規

及び同郡矢吹町 自河郡西郷村、同郡 自河郡西郷村、同郡 自河郡西郷村、同郡 上河郡西郷村、同郡 日河市(表郷、大信	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもり	対象となる特定計量器
日及び祝祭日を除く。)□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	検査の期日

田地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次の

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

(計量検定所)

福島県知事 佐 藤 雄

平

平成二十一年五月十八日から 年六月八日まで (二十二日間)

(農地管理課)

岛県告示第三百二十九号

||及び福島県県中建設事務所で平成二十一年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。 道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

		矢 県 吹 道	路
		次 道 線 郡	線
		線郡山	名
	二番一地	司	区間
	変更後	変更前	更後の別
В	A	A	(敷
三八一 一·六 〇 / 五	六〇~	一六 六·○ 五	(メートル) 敷 地 の 幅 員
五九四・二	八三一・〇	八 三 · · · ·	(メートル)長

(道路計画課)

福島県告示第三百三十号

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 課及び福島県県中建設事務所で平成二十一年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。 道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

		堀込線	路 線 名
	二〇六番地先まで一十分日野与西町	九 賀 川 市	区間
	変更後	変更前	更後の別
В	A	A	(敷メ地
一六一 七二 二 二 五	五. : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	一 五 六 二 五 ~	(メートル)敷 地 の 幅 員
九四八・六	九五一・○	九 五 · ○	(メートル) 長

福

(道路計画 課

福島県告示第三百三十一号

計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十一年五月十五日から二週間一般の縦覧に供 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

平成二十一年五月十五日

福島県告示第三百三十二号

部産業・港湾振興課に備え置いて平成二十一年五月十五日から三週間縦覧に供する。 福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県小名浜港湾建設事務所及びいわき市商工観光埋立の免許の変更について、次のとおり出願があったので、この出願に係る関係書類を 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第十三条ノ二第一 平成二十一年五月十五日 項に規定する公有水面

福島県知事 佐

藤

雄

平.

出願者の名称、 事務所の所在地 事務所の所在地及び代表者の氏名 福島県 福島市杉妻町二番十六号

四三二 免許の年月日 出願の年月日 代表者の氏名 平成二十一年四月二十七日 平成十年一月二十二日 福島県知事

埋立地の用途ごとの規模 (変更前)

変更事項

緑地 ふ頭用地 保管施設用地 約一八・九ヘクタール約二一・五ヘクタール

道路用地 約六・二ヘクタール 約二・○ヘクタール

(変更後)

ふ頭用地 保管施設用地 約一・二ヘクタール約二七・五ヘクタール約二世・五ヘクタール約二四・四ヘクタール

道路用地

福島県知 事 佐 藤 雄 平.

+141 +1	7	区間
変更後	変更前	更後の別変更前変
一九 九・○ ○ ○	一七 三· ○ 五 ·	(メートル)敷 地 の 幅 員
一、五七四・〇	一、五七四・〇	(メートル) 長

九国 追

木同柳福

九

路

線

名

(道路計画課)

(港

湾

課

四

福

福島県告示第三百三十三号

条ノ二第一項に規定する公有水面埋立ての承認の変更について、次のとおり出願があっ 湾建設事務所及びいわき市商工観光部産業・港湾振興課に備え置いて平成二十一年五月 たので、この出願に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県小名浜港 十五日から三週間縦覧に供する 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第三項で準用する同法第十三 平成二十一年五月十五日

出願者の名称、

事務所の所在地及び代表者の氏名 島県知事

佐

藤

雄

平

事務所の所在地 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目一番二十号 国土交通省東北地方整備局

代表者の氏名 国土交通省東北地方整備局長 岡田

出願の年月日 承認の年月日 平成二十年十一月二十七日 平成十八年二月十日

埋立地の用途及び規模 変更事項

(変更前)

ふ頭用地 六○平方メートル 七三二平方メートル

緑地 道路用地 六二平方メートル

(変更後)

島

ふ頭用地 八五四平方メートル

(港 湾 課

公告第二百五十八号

おり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下 県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告 「施行令」という。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島 平成二十二年国勢調査調査区設定における調査区地図作成業務委託について、次のと

平成二十一年五月十五日

福島県知事

佐

藤

雄

平

3

入札に付する事項

313

1 式 件名及び数量 平成二十二年国勢調査調査区設定における調査区地図作成業務

- 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- 契約締結の日から平成二十二年二月 一日まで
- 履行場所
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、 かつ、当該入札に参加する者に必
- 施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること
- 要な資格の確認を受けた者であること。
- を受けていない者であること。 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止
- ることに支障がないと認められる者であること。 二百二十五号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てが なされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加す をしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の申立て
- (ServicePack5以上) 」の使用許諾を得ている者であること 地理情報システム基本ソフトウェア 「ArcGIS (ArcView) 2
- 仕様書に定める仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があ かつ、確実に履行できる者であること。
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

び5に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出 し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及 提出期間 平成二十一年五月十五日 (金) から同年六月五日 (金) まで

及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時三十分まで

提出場所 郵便番号九六〇—八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県企画調整部情報統計総室統計調査課

電話〇二四―五二一―七一四五

3 うものとし、平成二十一年六月五日(金)午後五時三十分までに三の2に掲げる場 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行

- 所に必着とする。
- 1 契約条項を示す場所等 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる
- 場所に同じ。 入札説明会の日時及び場所 平成二十一年五月二十五日 月 午前十時
- 自治会館五階五〇二会議室 (福島県福島市中町八番二号) 入札及び開札の日時及び場所 平成二十一年六月十六日 火 午前十時三十分
- 4 その他 郵便による入札は、認めない

福島県自治会館七階七○三会議室(福島県福島市中町八番)

号

Б. 入札保証金及び契約保証金

t

入札の無効

2 1 場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する ずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のい 契約保証金 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなけ

入札に参加を希望する者に要求される事項

られた場合は、それに応じなければならない。 開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求め

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 その他 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係 の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分

2 を行った者を落札者とする。 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

契約書作成の要否 要

3

詳細は、入札説明書による。

(統計調査課)

公告第二百五十九号

活動法人の設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 次のとおり公告する。

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

申請のあった年月日

平成二十一年四月三十日

名称

特定非営利活動法人まざっせKORIYAM

三 代表者の氏名

雄次

四

福島県郡山市大町一丁目十一番十五号 主たる事務所の所在地

定款に記載された目的

Ŧi. この法人は、郡山市を中心として福島県内外に対して、市民・企業・商工会議所

公告第二百六十号

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

という。)の賑わいづくり、その他社会の発展に関する事業を行い、郡山のまちづく

りに寄与することを目的とする。

恵や情報の集約と発信、都市と農村の交流、郡山市のまちなか(以下、

|まちなか|

市民・企業・商工会議所・NPO・行政等関係主体間の調整・連携、まちづくりの知 査研究・開発、企画・計画策定、施策提言等を通して、まちづくり活動推進のための NPO・行政等との協働によるよりよい地域づくりを目指し、まちづくりに関する調

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

平成二十一年四月三十 申請のあった年月日

名称

特定非営利活動法人みどりの杜福祉会

三 代表者の氏名

主たる事務所の所在地

四

福島県いわき市平南白土二丁目一番地の五

Ŧi. 定款に記載された目的

の福祉増進に寄与することを目的とする。 生活を営み地域社会に自信を持って参加できるよう支援を行うことにより、 当法人は、障害者や高齢者など支援を必要としている人々に対して、自立した日常 地域社会

(文化振興課)

公告第二百六十一号

という。)第四十一条の規定により、 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。 次のとおり狩猟免許試験を実施する。 以下

平成二十一年五月十五日

福島県知事

佐 藤

雄

平

試験期日及び試験会場

第二回 平成二十一年十月四日(日) 同 第一回 平成二十一年八月三十一日(月) 郡山市労働福祉会館 区 分 試 験 期 日 試 験 会 場			
二回 平成二十一年十月四日(日) 同 一回 平成二十一年八月三十一日(月) 郡山市労働福祉会館 点 試験 期 日			
平成二十一年八月三十一日(月) 郡山市労働福祉会館 平成二十一年八月三十一日(月) 郡山市労働福祉会館	_	_	区
十一年十月四日(日) 同 十一年八月三十一日(月) 郡山市労働福祉会館 験 期 日 試		旧	分
一年十月四日(日) 同 一年八月三十一日(月) 郡山市労働福祉会館 験 期 日 試	平成二十	平成二十	試
(日) 日 日(月) 郡山市労働福祉会館 日 会	十月月	年	験
	_		期
労働福祉会館		月	目
福祉会館	同	郡山市労	試
会		福祉	験
場		館	会
			場

うこと。

受験資格

第

回

平成

士 一年

月

十一日

<u>目</u>

同

受験することができない。 福島県内に住所を有する者。 ただし、 次の1から6までのいずれかに該当する者は、

- 試験の日において二十歳未満の者
- 次の一から四までに掲げる病気にかかっている者
- 統合失調症
- そううつ病 (そう病及びうつ病を含む。)
- たらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。) てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がも
- に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気 ○から□までに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別
- 自己の行動の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 5 らの法律に基づく命令の規定に反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ しく低い者(1から3までに該当する者を除く。) 法、改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)又はこれ
- から三年を経過しない者 り、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 法第五十二条第二項第 一号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日
- 三 免許申請書等の受付期間
- 1

曜日及び七月二十日を除く。) 平成二十一年六月二十九日(月) から同年七月三十一日 (金) まで (土曜日、 日

2 第二回試験

平成二十一年八月三日 月 から同年九月四日 (金) まで (土曜日及び日曜日を

3 第三回試験

月一日まで及び同月十一日を除く。 (土曜日、日曜日、平成二十一年十二月二十三日、 平成二十一年十二月二十一日(月)から平成二十二年一月二十二日 同月二十九日から平成二十二年 (金) まで

兀 免許申請書等の提出先

申請者の住所地を管轄する福島県地方振興局

<u>Fi</u>. その他

最寄りの福島県地方振興局県民環境部 受験手続等に関する問い合わせは、福島県生活環境部環境共生総室自然保護課又は (いわき地方振興局にあっては、 県民部)に行

公告第二百六十二号

適性に係る試験及び講習を実施する。 という。)第五十一条第二項及び第四項の規定により、 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。 次のとおり狩猟について必要な 以下

(自然保護課)

平成二十一年五月十五日

主催地方振興局、

開催期日、

仙島県知 佐 藤 雄 平

					県北地方振興局(第一期)
平 八 平 八 平 成二 十 一 (木) 平 成二 十 一 (大) 年 (大)	七月二十十日年 年 日 年 日 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	平 (七 平 (水) 式 十 一 十 一 年 日 年	七月二十二日年	平成二十一年
午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分
本宮市 安達公民館 二本松市 館	川俣町中央公民館伊達市梁川農村環境改善伊達郡川俣町	福島市飯坂学習センター福島市飯坂学習センター	留島市 伊達市ふるさと会館	福島市福島市	福島市福島市

開始時刻及び開催場所

平成21年5月15日 金曜日	福	島	県	報	第2080号	316

(水) - 1 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4		<u> </u>			7,2000.1	
中前九時三十分		県南地方振興局				県中地方振興局
中前九時三十分	平成二十一年 七月十三日 年	世月九日 (木) 七月二日 (木)	平 (六 平 (六 平 成 木)	六		八月五日 (水)
(本) (+	午 午前前前	午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分	午 前 前
(本) 本月	福島県白河合同庁舎 福島県白河市 一月河市 一月河市 一月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(番) は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	石川郡石川町石川町共同福祉施設郡山市安積総合学習セン郡山市安積総合学習センター	新	デ デ 学 セ ト	石川町共同福祉施設田村市船引公民館田村市船引公民館
局 (木)				相双地方	南会津地	会津地方
午 前 前 九 九 九 九 九 九 九 九 九 上					方振興局	振興局
九 市 上 </td <td>(金) (金) (木) (木) (木) (木) (木) (十) (十) (十) (十) (1)</td> <td>平 (大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大</td> <td>平 (水) 七 平 (水) 成成力 二十 十 七 円 七 平 (水) 1 一 十 二 日 日 4 日 年 年</td> <td>平 (金) 二十一年 平成二十一年 日 年 日 年</td> <td> 六 平 人 平 七 平 七 平 七 平 成 二 日 一 日 成 二 日 一 日 (本) 1 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日</td> <td></td>	(金) (金) (木) (木) (木) (木) (木) (十) (十) (十) (十) (1)	平 (大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	平 (水) 七 平 (水) 成成力 二十 十 七 円 七 平 (水) 1 一 十 二 日 日 4 日 年 年	平 (金) 二十一年 平成二十一年 日 年 日 年	 六 平 人 平 七 平 七 平 七 平 成 二 日 一 日 成 二 日 一 日 (本) 1 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日	
	午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分午前九時三十分	午前九時三十分

公告第二百六十三号

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、

Ŧi.

その他

部

ト゚(いわき地方振興局にあっては、県民部)に行うこと。 狩猟免許更新の手続等に関する問い合わせは、最寄りの福島県地方振興局県民環境

(自然保護課)

いわき地方振興局 平成二十一年 午前九時三十分 いわき市 (火) にカー・ (大) により (大) により (金) により (本) に関係を管轄する (本) に対象 (本) に	5月15	日金	6曜日	1	福	島	県	幸	R		第2	2080号					
平成二十一年 午前九時三十分 にわき市 に月十六日 (火) にカー (火) にカー (火) にカー (水) にカー (水) にカー (水) にカー (水) にカー (水) にカー (水) にカー (金) にカー (本) により でいる。 に対し (本) が、第二 中 (土曜日及び日曜日を除く。)、第二 期にあっては、平成二十日を除く。)、第二 期にあっては、平成二十日を除く。)、第二 期にあっては、平成二十日を除く。)、第二 期にあっては、平成二十日を除く。)、第二 期にあっては、平成二十日を除く。)。 に対し (土曜日及び日曜日を除く。)。 に対し (土曜日及び日曜日を除く。) に対し (土曜日及び日曜日を除く。) に対し (土曜日及び日曜日を除く。) に対し (土曜日及び日曜日を除く。) に対し (土曜日及び日曜日を除く。) に対し (土曜日及び日曜日を除く。) に対し (土曜日を除く。) に対し (土曜日を除く。)) に対し (土曜日を除く。)) に対し (土曜日を除く。)) に対し (土曜日を除く。)) に対し (土曜日を除く。)) に対し (土曜日を除く。)) に対し (土曜日を除く)) に対し (土曜日を除り)) に対し (土曜日を除り)) に対し (土曜日を除り)) に対し (土曜日を除り)) に対し (土曜日を) (土曜日を) に対し (申請者の住	申青書等	十日から八月二十七日日及び平成二十一年七	第一期にあって申請書等の受付	新を受けることができ	なお、種類及び有効により狩猟免許の更新	一番日まで)百功月月二 対象者		県中地方振興局 (第二期)							1 2 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	- 一いわき地方振興局
る。一曜でも一一十二十一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	官轄する福島県地方振興局	8場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。	日まで(土曜日及び日曜日を除く。)。七月二十日を除く。)、第二期にあっては、平成二十一年七月三	開催場所ごとに、	20a°	幼期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許についても同時新を受けようとするもの。 「の糸狝ዎ討を受けており」が、「同海第五十一名第一項の	司)持鼡色午と受けており、ハウ、司法等は一つを等して何する者であって、法第四十四条の規定により平成二十一日	(木)	午前九時三十分郡	十六日	十一年 午前九時三十分 い	<i>t s</i>	午前九時三十分	(水) 福島県いわき合同庁舎	午前九時三十分	1	一午前九诗三十分一

公告第二百六十四号

指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、

(障がい福祉課)

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十一年五月十五日

京店	めぐみ薬局	ニック 須賀川南クリ	名 称
文京町二二七 西白河郡矢吹町	井字神明四九—	七—一 須賀川市広表七	所在地
同	同	五月一日年	指定年月日
更生医療	同	医療通院	類 医療の種 種
同	調剤	内科	診療科名
			師 文は歯科医 がは が が が の の の の の の の の の の の の の

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

l セ達もか業ビイ児 ン支の子こスサ童 タ援発どじ事ーデ	の 事 名 新 所
一 田 宇 前 福島市方木	所 在 地
真聖 祉 社 会 愛 人	の 第 れ 者
八 赤 市 方 木 田 九 一 九 一 十 二 十 二 十 二 十 二 十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の 所 在 地 事業者の主
四 平 月 二 日 年	指定年月日
サービ デ ス イ	の 種 類 ス
障 害 児	主たる対象

本店 本町吹谷五七— 医療

(障がい福祉課)

公告第二百六十五号

定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第六十五条の規定により、 次の指

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐 藤

雄 平

中町調剤薬局	太田記念病院 財団法人太田	名称
六 同	五郡	所
市中町五	山市中町五-	在
<u></u>		地
同	一 平 日 成 二	辞退
	一 年 四 月	年 月 日
司	精神通院医療	の種類
調剤	内 科	療科名

(障がい福祉課)

室井

渡部 氏名

弘毅

南会津郡下郷町大字栄富字平乙四一〇番地

役別

住所

就任した役員

公告第二百六十六号

たので公告する。 保原北部地区に係る県営一般農道整備事業の工事は、平成二十一年三月二十三日完了し 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、

平成二十一年五月十五日

福島県知事

佐

藤

雄

平

同同

(農村計画課)

公告第二百六十七号

桑折西部地区に係る県営一般農道整備事業の工事は、平成二十一年二月十六日完了した 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、

ので公告する。

平成二十一年五月十五日

公告第二百六十八号

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次の

福島県知事

佐

藤 雄

平

(農村計画課)

平成二十一年五月十五日

土地改良区の名称

福島県知事

佐

藤

雄

平

下郷町土地改良区

退任した役員

弓田 氏名

理事 室井 唯男 南会津郡下郷町大字音金字風除林附一三八〇番地 町大字中妻字家ノ上六五七番地

同同同同 喜美雄

五十嵐要吉 同同同同同同同同 郡同

幸男 郡同 郡同 町大字高陦字下居平乙七四四番地 町大字栄富字平乙四二三番地

芳春 町大字沢田字前田乙四二一番地

阿部

室井

一兄

監事

同同

渡部

町大字弥五島字和田居村四二六番地 町大字合川字居平丁五八九番地 町大字豊成字倉六三二番地

町大字大内字山本一番地

忠勝 吉春 郎 同同同同同同同同 郡同 町大字合川字居平丁五八九番地

同同同同同理事

星

湯 玉田 川

町大字落合字築地五三九番地

郡同 町大字音金字家の後三一番地一 町大字弥五島字和田居村四二六番地

勝之 芳春 町大字白岩字北上平六一六番地 町大字豊成字倉六三二番地

監事

渡部

五十嵐俊和 川島俊一郎 町大字小沼崎字居平甲六七四番地 町大字塩生字下タ原一三九六番地

(農村計画課)

公告第二百六十九号

次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二 第 項の規定により、

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

平成21年5月15日 金曜日	福	島	県	報	第2080号

島	県		報			第	208	80号	ļ						_
及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274 条の3第1項の規定により公告する。	クシステム機器の買 の物品等又は特定役 及び福島県財務規則	WTOに基づく政	公告第4号	福島県			玉川村		小野町		鏡石町		須賀川市	った者の名称	土地改良事業を行
により公告-	資情につい、 務の調達手 」(昭和39年	府調達に関-		教育委員			中島		浮金中		豊田		前田川		地区名
97 %	て、次のとおり- 続の特例を定め 福島県規則第17-	する協定の適用を		教育委員会教育長		(農道)	基盤整備促進	(農道)	基盤整備促進	(農道)	基盤整備促進	(農道)	基盤整備促進	業の種類	土地改良事
	クシステム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争人札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274	WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立図書館情報ネットワー		友		日	平成一一年一一月	目	平成一一年二月四	三日	平成一二年一一月	$\mathop{\ominus}_{\textstyle \exists}$	平成一三年九月一	同意の年月日	施行認可又は施行
)で、地方公共団体 令第372号)第6条 」という。)第274	書館情報ネットワー			(農村計画課)		平成二二 年一月二	三日	平成二〇年一〇月	七日	平成二二年二月二	五日	平成二一年三月二		工事の完了年月日

平成21年 5 月15日

入札に付する事項

福島県立図書館長

Ħ 藤 義

和

- 借入物品の名称及び数量 福島県立図書館情報ネットワークシステム機器 (搬入、据付け、データの移行、調整、機器保守等を含む。) | |
- 借入物品の仕様等入札説明書及び仕様書による。
- 借入期間 平成21年10月1日から平成26年9月30日まで
- (4) 納入場所 福島県立図書館 (福島県福島市森合字西養山1番地)
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

要な資格の確認を受けた者であること。 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しな
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名 停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し 販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること

319

当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であるこ

5

入札に参加する者に必要な資格の確認

ယ

までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年6月12日(金)午後 5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格申請書に、2の(3)から(5)

(1) 提出場所 郵便番号960-8033 福島県立図書館 福島県福島市森合字西養山1番地

電話024-535-3220

ものとし、平成21年6月12日(金)午後5時までに必着とする 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行

- 契約条項を示す場所等
- 場所に同じ。 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3の(1)に掲げる
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年6月26日(金)午後1時30分 福島県立
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成21年6 月25日 (木) 午後5時までに3の(1)に掲げる場所に必着のこと。
- 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札 保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合 かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 入札に参加を希望する者に要求される事項

関し、福島県立図書館長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

入札の無効

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

∞ みの街

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること.

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 (4) 契約書作成の要否 要
- (4) 突秒音1F成の安台 安(5) その他 詳細は、入札説明書による。Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Equipment for the information network system of Fukushima Prefectural Library 1 set (including shipping-in, installation, upgrading of data, adjustment and maintenance)
- (2) Time limit of tender (by hand) :1:30pm., 26 June 2009 (3) Time limit of tender (by mail) :5:00pm., 25 June 2009
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Library, 1 Nishiyouzan, Moriai, Fukushima-shi, Fukushima 960-8003 Japan TEL 024-535-3220

(企画管理部)